

議案第18号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 福岡市東区香椎駅東3丁目27番18号
山下 隆弘
- 2 債 権 の 内 容 債務者が誤った請求により本市から受領した国民健康保険法
(昭和33年法律第192号)に基づく療養費の返還に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金4,316,385円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることがで
きる見込みがないため

令和3年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

債務者が誤った請求により本市から受領した国民健康保険法に基づく療養費の返還に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。